

16 附属機関等の取扱い

『合併協定項目(案)』

各市町及び釧路市の現行に基づき設置が必要な附属機関の統合や再編を図るが、委員の構成については地域バランスに配慮する。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 各市町の現行に基づき統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 住居表示審議会	09 - 01 - 08 - 03	委員構成は地域バランスに配慮
	(2) 都市計画審議会	09 - 01 - 09 - 01	
	(3) 水道審議会	12 - 01 - 03 - 11	委員構成は地域バランスに配慮
	(4) 廃棄物対策に関する附属機関	14 - 01 - 03 - 07	任期及び委員数を調整
	(5) 青少年問題協議会	16 - 05 - 06 - 06 【先行調整項目】	委員構成は地域バランスに配慮
	(6) 介護保険事業計画策定委員会	17 - 04 - 08 - 10	次期計画策定に向け、新市で速やかに再編
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 特別職報酬等審議会	03 - 03 - 01 - 05	
	(2) 執行機関の附属機関	03 - 04 - 10 - 01	釧路市に定めがない附属機関で設置が必要と認められるものは、あらかじめ整理
	(3) 建築審査会	08 - 03 - 03 - 15	
	(4) 市町営住宅の入居者選考委員会	08 - 04 - 01 - 04	選考基準も釧路市の制度をベースに統合
	(5) 色彩委員会	08 - 05 - 01 - 03	
	(6) 下水道審議会	10 - 01 - 03 - 08	委員構成は地域バランスに配慮
	(7) 環境に関する附属機関	15 - 03 - 01 - 01	(同上)
	(8) 文化財保護審議会	16 - 06 - 02 - 02	(同上)
	(9) 国民健康保険運営協議会	18 - 01 - 08 - 01	